

新得町耐震改修促進計画

平成21年3月

新 得 町

目次

1. 計画概要	1
1 - 1 背景	1
1 - 2 計画の目的	2
1 - 3 計画の位置づけ	3
1 - 4 計画の期間	3
1 - 5 対象区域及び対象建築物	4
2. 地域をとりまく現状	9
2 - 1 平成15年十勝沖地震による被災の状況	9
2 - 2 想定される地震規模と被害の状況	10
2 - 3 新得町地域防災計画による地震災害への対応状況	13
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に対する目標設定	18
3 - 1 耐震化の現状	18
3 - 2 耐震診断及び耐震改修の実施に対する目標設定	23
4. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	27
4 - 1 基本的な取り組み方針(案)	27
4 - 2 耐震診断及び耐震改修の促進に係る補助事業	29
4 - 3 地震防災対策緊急事業5箇年計画制度	31
4 - 4 北海道の住宅耐震改修補助制度(案)の概要	32
4 - 5 新得町の住宅耐震化促進に向けての取り組み	33
4 - 6 地震時に通行を確保すべき道路の指定	34
4 - 7 総合的な地震対策	35
4 - 8 優先的に耐震化に着手すべき建築物	36
5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	39
5 - 1 相談窓口の設置	39
5 - 2 地震防災マップの作成・公表	40
5 - 3 自治会等との連携	40
5 - 4 セミナ - 等の開催	40
6. 所管行政庁との連携	41
7. 関係法令抜粋	42

1. 計画概要

1-1. 背景

近年、わが国では、新潟県や福岡県など大規模な地震が頻発している。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとする大規模な地震発生の危険が切迫するなど、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まっている。

この様な中、都道府県における耐震改修促進計画策定義務化や特定建築物の規模要件等の引き下げなどを盛り込んだ「[改正]建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、耐震改修促進法)」が平成17年11月に公布され、平成18年1月から施行された。

北海道では、1952年十勝沖大地震(M8.2)、1968年十勝沖地震(M7.8)、1993年釧路沖地震(M7.8)、同年北海道南西沖地震(M7.8)、1994年北海道東方沖地震(M7.8)、2003年十勝沖地震(M8.2)など、大規模な地震が発生している。

新得町は、昭和27年十勝沖大地震では震度5の強震、昭和43年十勝沖地震では震度4程度、近年の平成15年十勝沖地震では震度5の弱震を記録している。

また、町には「十勝平野断層帯」が存在する。

これらから、新得町は「日本海溝・千島海溝周辺型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の推進地域に定められ、大規模地震を想定した対策が求められている。

大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、町内における建築物の耐震性の向上を図る必要がある。

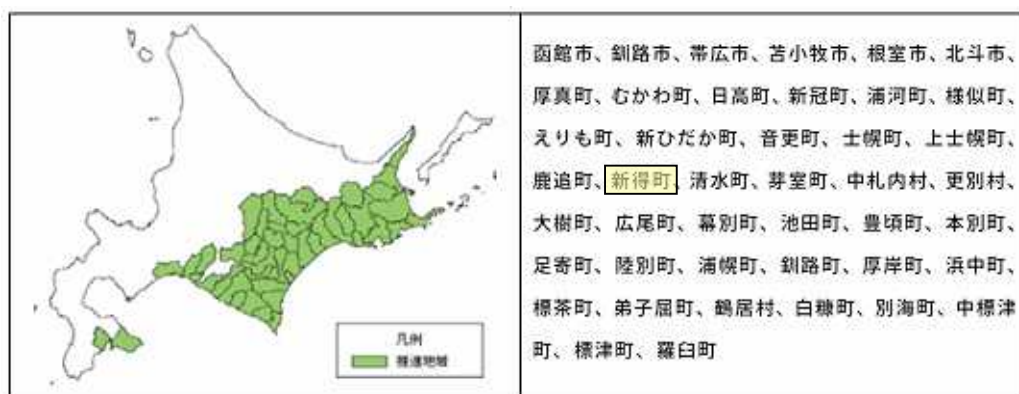


図1-1 日本海溝特措法に基づき指定された推進地域

国土交通省所管の「住宅・建築物耐震改修等事業」では、耐震診断及び耐震改修に対する補助のほか、地震防災マップの作成(平成21年度まで)、相談体制整備、講習会開催、技術者の育成、パンフレット作成、情報提供(事業者情報、概算工事費、事例集)、地域における地震防災活動支援等の事業についても補助の対象となっていますが、その活用にあたっては市町村計画への事業の位置付けが要件となっています。

表1 - 1 耐震改修促進法の改定に向けた働きと近年の地震災害

耐震改修促進法の変遷	大きな被害を出した地震
平成7年10月27日 耐震改修促進法公布(平成7年12月25日施行) ・特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務規定	兵庫県南部地震(1995年M7.3)
平成17年2月25日 住宅・建築物の地震防災推進会議の設置	十勝沖地震(H15.9 M8.0) 新潟県中越地震(H16.10 M6.8)
平成17年3月30日 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・今後10年間で東海地震などの死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・住宅の耐震化率を平成15年の75%から平成27年に90%とすることを目標	福岡県西方沖地震(H17.3 M7.0)
平成17年6月10日 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 ・所有者などに対する普及、啓発	千葉県北西部地震(H17.7 M6.0)
平成17年9月27日 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ協力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進	宮城県沖地震(H17.8 M7.2)
平成17年11月7日 (改正)耐震改修促進法の公布	
平成18年1月26日 (改正)耐震改修促進法の施行	石川県能登半島地震(H19.3 M6.9) 新潟県中越地震(H19.7 M6.9)

1 - 2 . 計画の目的

新得町耐震改修促進計画は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断、耐力度調査及び耐震改修、建替えを促進することにより、新得町内における建築物の耐震性の向上を図り、だれもが安全で安心して暮らして行ける町づくりを目的として策定します。

1 - 3 . 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という)第5条第7項に基づき策定する。

また、本計画は、北海道内の建築物の耐震診断、耐力度調査及び耐震改修の促進を図るための計画(以下、北海道耐震改修促進計画という)及び新得町地域防災計画等との整合を図り策定する。

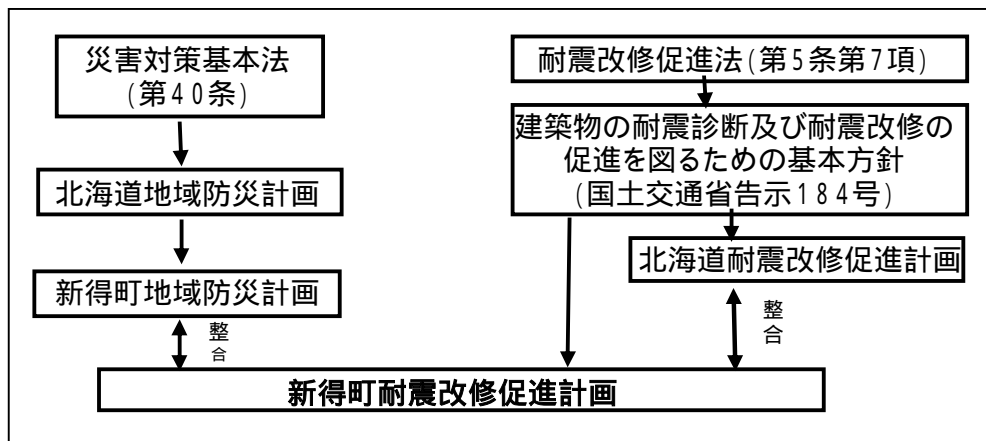


図1 - 1 計画の位置付け

1 - 4 . 計画の期間

本計画の計画期間は、平成21年度から平成27年度までの7年間とする。
なお、社会情勢等が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が高まった場合には、見直しを行うこととします。

1 - 5 . 対象区域及び対象建築物

本計画の対象地域は新得町全域とする。

町が優先的に耐震改修等を行う対象建築物は、原則、建築基準法の新耐震設計基準の施行(昭和56年6月1日)より前に建築確認された建築物とし、耐震改修促進法で定める特定建築物(1号～3号)とする。

本計画の対象建築物を表1 - 2に示す。

表1 - 2 本計画の対象建築物

区分	機能区分	項目	具体的施設	
公共建築物	災害対策拠点機能等の確保	災害対策本部設置等、災害対策拠点施設	新得町役場庁舎	
		応急救護所	保健福祉センター(なごみ)	
		避難収容施設	(新得市街東地区)	町民体育館(300人)、町公民館(550人) 保健福祉センター(150人) 弘願寺(120人)、新泉寺(100人) 新得寺(150人)
			(新得市街東地区・福山・北新得)	新得幼稚園(150人)
			(新得市街西・東地区)	新得小学校(2000人) 新得中学校(1800人)
			(南新得・広内地区)	新得高校(600人)
			(新内・上佐幌地区)	旧上佐幌小学校(400人)
			(佐幌地区)	佐幌農業会館(380人)
			(屈足市街東地区)	屈足総合会館(300人) 屈足保育園(200人)、永福寺(50人)
			(屈足市街西・東地区)	屈足南小学校(1500人) 屈足中学校(1000人) 屈足寺(50人)、立教寺(50人)
(屈足農村・岩松地区)	旧屈足小学校(600人) 屈足農業生活改善センター(150人)			
(トムラウシ地区)	トムラウシ小中学校(200人)			
民間建築物	住宅	災害応急対策計画	不特定多数利用施設 比較的滞在時間が長い	
		その他	新得山スキ-場ロッジ 町営住宅	
		民間特定建築物	国民宿舎東大雪荘、レイクイン	
		1号	専用住宅、併用住宅、共同住宅	
民間建築物	民間特定建築物	2号	多数利用施設	
		3号	危険物貯蔵施設	
		3号	道路閉塞建築物	

表1-3 特定建築物一覧

種別	用途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件(注1)
一 号 特 定 建 築 物	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上	1,500m ² 以上*屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	ボ-リング場、スケ-ト場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	展示場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	百貨店、マ-ケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	事務所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	老人ホ-ム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホ-ムその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター-その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	750m ² 以上
	博物館、美術館、図書室	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	飲食店、キャバレ-、料理店、ナイトクラブ、ダンスホ-ルその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサ-ビス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	工場(危険物の貯蓄場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	二 号 特 定 建 築 物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
三 号 特 定 建 築 物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

注1) 指示対象は、「法第7条第2項」による指示対象建築物

表1 - 4 二号特定建築物に規定する特定建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量
火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他火薬を使用した火工品	10t
その他爆薬を使用した火工品	5t
消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m3
マッチ	300マッチトン
可燃性のガス(及びを除く)	2t万m3
圧縮ガス	20万m3
液化ガス	2.000t
毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する毒物(液状又は気体のものに限る)	毒物20t 劇物200t

* マッチトンはマッチの計量単位、1マッチトンは、並列マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

表1 - 5 危険物の規制に関する政令別表第三

種別	品名	性質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	キログラム 50
		第2種酸化性固体	300
		第3種酸化性固体	1,000
第2類	硫化りん		100
	赤りん		100
	硫黄		100
		第1種可燃性固体	100
	鉄粉		500
		第2種可燃性固体	500
	引火性固体		1,000
第3類	カリウム		10
	ナトリウム		10
	アルキルアル		
	ミニウム		10
	アルキルリチウム		10
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10
	黄りん		20
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50
	第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300	
第4類	特殊引火物		リットル 50
	第1石油類	非水溶性液体	200
		水溶性液体	400
	アルコ-ル類		400
	第2石油類	非水溶性液体	1,000
		水溶性液体	2,000
	第3石油類	非水溶性液体	2,000
		水溶性液体	4,000
	第4石油類		6,000
動植物油類		10,000	
第5類		第1種自己反応性物質	キログラム 10
		第2種自己反応性物質	100
第6類			300

【三号特定建築物の要件】

道路幅 $L > 12\text{m}$ の場合：前面道路の幅員の $1/2$ に相当する距離 + 前面道路
までの水平距離を超える高さの建築物
道路幅 $L \leq 12\text{m}$ の場合： 6m + 前面道路までの水平距離を超える高さの建築物

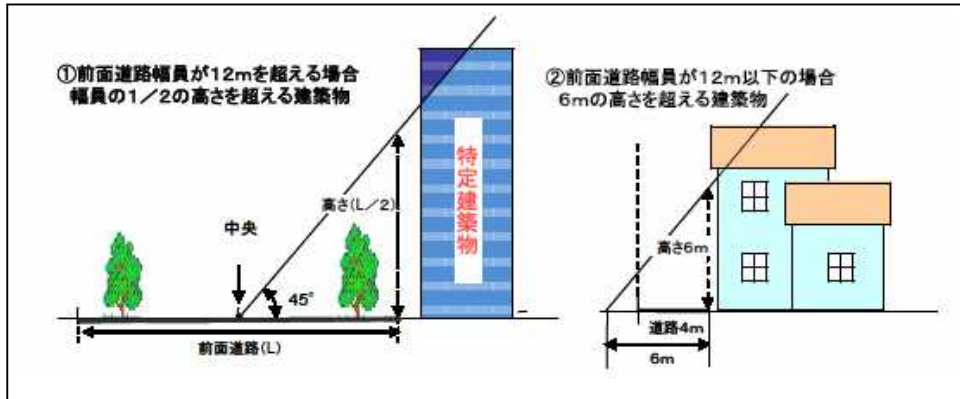


図1 - 2 三号特定建築物に規定する特定建築物の要件

2. 地域をとりまく現状

2 - 1. 平成15年十勝沖地震による被害状況

十勝地方では、平成15年9月26日にマグニチュード8.0の「十勝沖地震」が発生し、震度5弱から震度6弱の強い揺れを観測した。

新得町は、震度5弱を記録した。

十勝沖地震の概要を表2 - 1に示す。

表2 - 1 十勝沖地震の概要

項目		内容
発生年月日		平成15年9月26日4時50分頃
震源地		十勝沖(北緯41度78分、東経144度07分)
震源の深さ		約42km
規模		マグニチュード8.0
各地の主な震度	震度6弱	鹿追町、幕別町、豊頃町、忠類村
	震度5強	更別村、広尾町、大樹町*、池田町*、浦幌町*
	震度5弱	清水町、音更町、芽室町、上士幌町、新得町*、中札内村*、本別町*、足寄町*

* 防災科学技術研究所設置データ

新得町における被災の状況は、住宅については全壊、半壊、一部破損で0棟。公共施設は、小中学校、体育館等で9施設で一部破損が見られた。そのほか、道路、河川築堤の破損が0だった。

住宅の被災状況を表2 - 2に、公共施設の被災状況を表2 - 3に示す。

表2 - 2 十勝沖地震における住宅の被災状況

被害の程度	棟数	世帯数	備考
全壊	0	0	
半壊	0	0	
一部破損	0	0	

表2 - 3 十勝沖地震における公共施設の被災状況

区分	施設名	被害の程度	被害内容
公立文教施設	新得小学校	一部破損	体育館ガラス破損(1枚)
	旧佐幌小学校	一部破損	体育館スピカ落下
	新得中学校	一部破損	教室、廊下等ひび割れ(数カ所)
	なかよし児童館	一部破損	ガラス破損(1枚)
	屈足保育園	一部破損	湯沸器水漏れ
社会教育施設	町民体育館・武道館	一部破損	アリ・ナの一部モル落下、天井材一部落下
	町民温水プール	一部破損	タイルひび割れ
	新得山スキー場ロッジ	一部破損	間仕切り壁のズレ、天井照明器具一部破損
衛生被害	新得火葬場	一部破損	天井照明器具一部破損、霊台車破損
	新得墓地	一部破損	墓の転倒、ズレ(全体の70%)
その他	新得役場庁舎	一部破損	ガラス破損(2枚)

2 - 2 . 想定される地震規模と被害の状況

北海道は、想定される地震として、海溝型地震が主である北海道地域防災計画、中央防災会議における8想定地震(図2 - 1、表2 - 4)新得町において影響が最も大きいのは「十勝沖・釧路沖の地震」、内陸活断層である地震調査研究推進本部の12想定地震(図2 - 1、表2 - 5)新得町において影響が最も大きいのは「十勝平野断層帯主部による地震」を設定している。

また、中央防災会議では、「全国どこでも起こりうる直下の地震」として、全ての地区の直下にマグニチュード6.9の地震を想定している。

新得町で想定される地震の最大規模は「全国どこでも起こりうる直下の地震」であり、震度分布は震度6弱が141地区(地区数はいずれも字区分)である。

平成15年に被災した十勝沖地震よりも大きい規模である。

想定される地震及び新得町における想定震度を表2 - 6に示す。

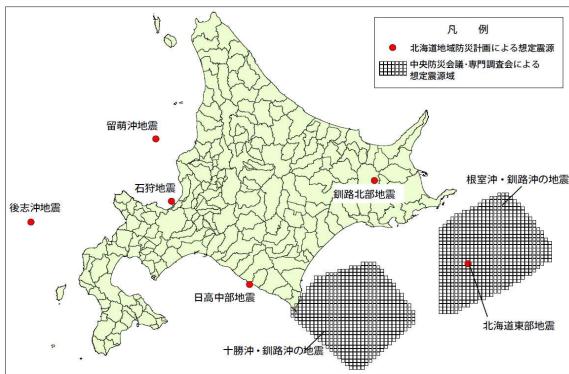


図2 - 1 北海道、中央防災会議の想定地震の位置

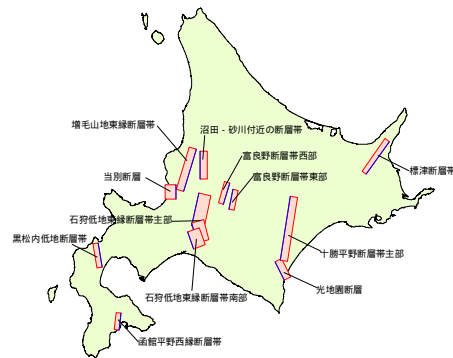


図2 - 2 地震調査研究推進本部の想定地震の位置

表2 - 4 北海道、中央防災会議の想定地震の概要

地震名称	位置(旧測地系)	マグニチュード
石狩地震	点震源:北緯43.25度 東経141.25度	M 6.75
北海道東部地震	点震源:北緯42.5度 東経146度	M 8.25
釧路北部地震	点震源:北緯43.5度 東経144.5度	M 6.5
日高中部地震	点震源:北緯42.25度 東経142.5度	M 7.25
留萌沖地震	点震源:北緯44度 東経141度	M 7.0
後志沖地震	点震源:北緯43度 東経139度	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震	面震源:図1中の断層領域	M 8.2
根室沖・釧路沖の地震	面震源:図1中の断層領域	M 8.3

表2 - 5 地震調査研究推進本部の想定地震の概要

断層の名称	断層モデル	マグニチュード	断層長さ	断層幅	傾斜角
標津断層帯	標津断層帯	M 7.7	53 km	14 km	北西60度
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M 8.0	84 km	20 km	東60度
	光地断層	M 7.2	27 km	20 km	東60度
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M 7.2	29 km	14 km	西60度
	富良野断層帯東部	M 7.2	27 km	14 km	東60度
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8	58 km	20 km	東60度
沼田・砂川付近の断層帯	沼田・砂川付近の断層帯	M 7.5	37 km	20 km	東60度
当別断層	当別断層	M 7.0	19 km	19 km	西40度
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M 8.0	27 km	24 km	東45度
	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1	24 km	24 km	東45度
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3	32 km	32 km	西60度
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3	22 km	22 km	西60度

表2 - 6 想定される地震と新得町の想定震度

想定される地震	地震の規模	震度
十勝沖・釧路沖の地震 (北海道中央防災会議)	M 8.2	震度5弱 : 139地区 震度4以下: 2地区
十勝平野断層帯主部による地震 (地震調査研究推進本部)	M 8.0	震度5強 : 138地区 震度5弱 : 3地区
全国どこでも起こりうる直下の地震 (中央防災会議)	M 6.9	震度6弱 : 141地区

表2 - 7 気象庁の震度階級と計測震度

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

想定される地震による建築物・人的被害の状況は、「全国どこでも起こりうる直下型の地震」で最も大きく、木造住宅を中心として全倒壊数28棟、半倒壊数269棟、死者数1名、負傷者数50名である。いずれも十勝沖地震とは比較にならない被害状況である。

想定される地震による建築物・人的被害の状況を表2 - 7に示す。

表2 - 7 想定される地震による建築物・人的被害状況

区分	被害内容	想定地震		
		十勝沖・釧路沖の地震	十勝平野断層帯主部による地震	全国どこでも起こりうる直下型の地震
建築物被害	全壊棟数(棟)	0	0	28
	木造	0	0	27
	非木造	0	0	1
	半壊棟数(棟)	0	7	269
	木造	0	6	264
	非木造	0	0	5
人的被害	死者数(人)	0	0	1
	負傷者数(人)	0	1	50
	重傷者数	0	0	5
	軽傷者数	0	1	45

北海道中央防災会議 地震調査研究推進本部

上記の想定される地震で算出した被害状況をもとに、

海溝型地震が主である北海道、中央防災会議の地震で最大震度となる地震の揺れやすさマップを図2 - 3に示す。

内陸活断層である地震調査研究推進本部の地震で最大震度となる地震の揺れやすさマップを図2 - 4に示す。

全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさマップを図2 - 5に示す。

作成した揺れやすさマップは、町内を500mメッシュ(約500m角の正方形)に分割し、メッシュ毎に計算した震度を大字・条丁目界に置き換えて表示したものです。

大字・条丁目界の震度は、重なるメッシュのうち最大の震度を代表値と示しているため、大字・条丁目界全域が表示される震度で揺れる訳ではないことに注意してください。

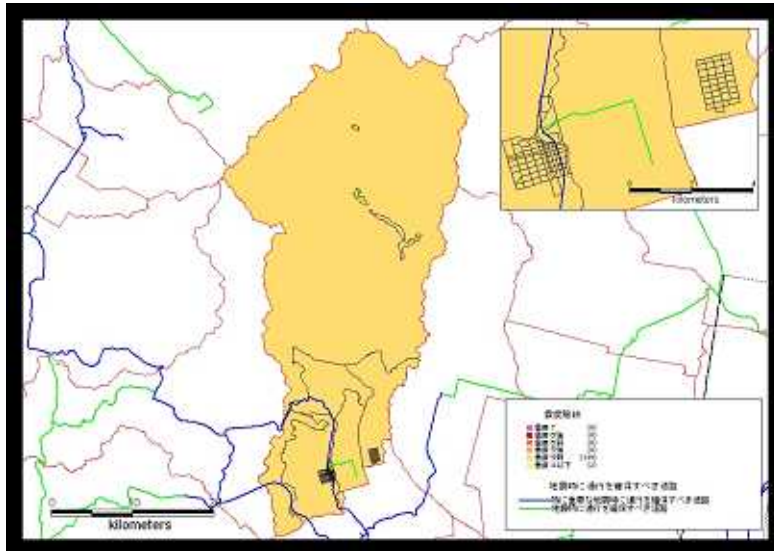


図 2 - 3 十勝沖・釧路沖の地震(新得町)

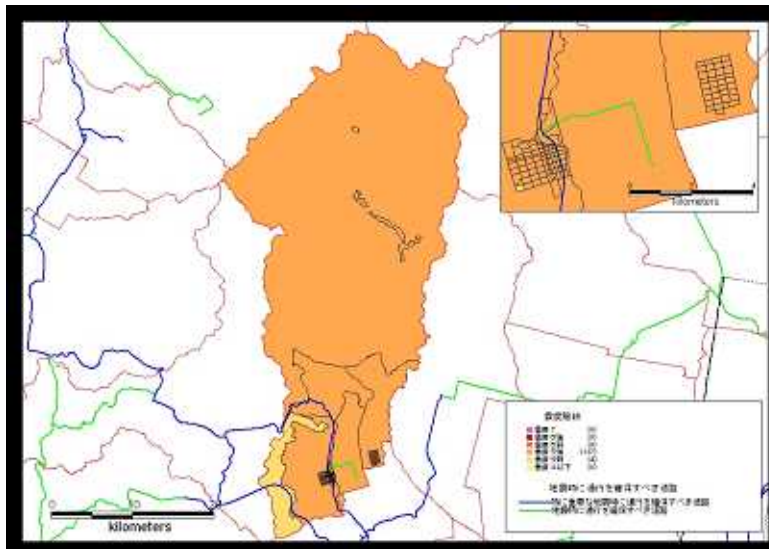


図 2 - 4 十勝平野断層帯主部による地震(新得町)

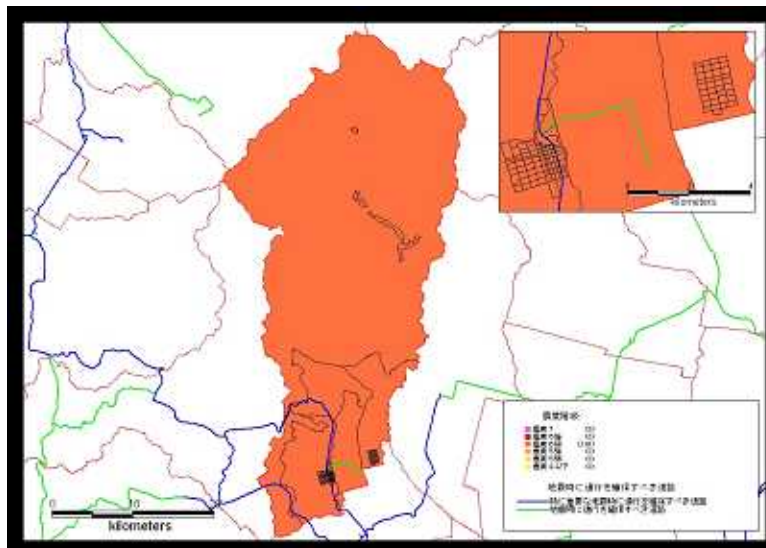


図 2 - 5 全国どこでも起こりうる直下の地震(新得町)

2 - 3 . 新得町地域防災計画による地震災害への対応状況

新得町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、本町の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等、災害対策業務の計画的かつ迅速的確な実施をはかり、町民の生命、財産を保護するための具体的事項を定め、地域の防災の万全を期することを目的として策定した。

(1) 避難路の指定状況

新得町地域防災計画では、具体的な避難路は指定していない。

(2) 避難所の指定状況

新得町地域防災計画では、大規模な地震発生時の避難場所及び避難所として学校、体育館、寺院、コミュニティ-センター、集会所などを指定している。避難所を表2-8に示す。又避難所位置を図2-6、2-7、2-8、2-9に示す。

表2-8 新得町地域防災計画で指定している収容避難所一覧

図面対象 番号	収容避難場所	管理者等	電話番号	収容可能 人員	避難公区
A	町民体育館	館長	施設 64 - 6154	300	新得市街東地区
B	町公民館	館長	施設 64 - 5874	550	新得市街東地区
C	保健福祉センタ-	町長	施設 64 - 0533	150	新得市街東地区
D	新得幼稚園	園長	施設 64 - 5515	150	市街東・福山 ・北新得地区
E	新得小学校	学校長	施設 64 - 5449	2,000	新得市街西・東地区
F	新得中学校	学校長	施設 64 - 5621	1,800	新得市街西・東地区
G	弘願寺	山名望月	施設 64 - 5257	120	新得市街東地区
H	新泉寺	高久教雄	施設 64 - 5759	100	新得市街東地区
I	新得寺	清野大禅	施設 64 - 5432	150	新得市街東地区
J	新得高等学校	学校長	施設 64 - 5331	600	南新得・広内地区
K	旧上佐幌小学校	教育長	施設 64 - 0531	400	新内・上佐幌地区
L	佐幌農業会館	町長	施設 64 - 5111	380	佐幌地区
M	旧屈足小学校	教育長	施設 64 - 0531	600	屈足農村地区・岩松地区
N	屈足農村環境改善センタ-	運営委員会	施設 65 - 3510	150	屈足農村地区・岩松地区
O	屈足総合会館	支所長	施設 65 - 2111	300	屈足市街東地区
P	屈足保育園	保育園長	施設 65 - 2320	200	屈足市街東地区
Q	屈足南小学校	学校長	施設 65 - 2641	1,500	屈足市街西・東地区
R	屈足中学校	学校長	施設 65 - 2004	1,000	屈足市街西・東地区
S	屈足寺	小笠原一水	施設 65 - 2167	50	屈足市街西・東地区
T	立教寺	千葉玄昭	施設 65 - 2207	50	屈足市街西・東地区
U	永福寺	大崎春光	施設 65 - 2153	50	屈足市街東地区
V	富村牛小中学校	学校長	施設 65 - 3064	200	トムラウシ地区

新得市街地区・南新得地区・北新得地区



図2 - 6 新得町地域防災計画で指定している収容避難所位置

北新得地区・上佐幌地区・佐幌地区・屈足農村地区



図2 - 7 新得町地域防災計画で指定している収容避難所位置

屈足市街地図



図2 - 8 新得町地域防災計画で指定している収容避難所位置

トムラウシ地区



図2 - 9 新得町地域防災計画で指定している収容避難所位置

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に対する目標設定

3-1. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

新得町の住宅 1は、民間住宅2,488戸、公営住宅 2は、708戸(いずれも共同住宅を含む)あり、そのうち、新耐震基準に適合しない昭和56年以前に建築された住宅は民間住宅1,392戸(56.0%)、公営住宅358戸(50.6%)である(表3-1参照)。

住宅の耐震化の状況 3は、民間住宅で1,645戸(耐震化率66%)、公営住宅では708戸(耐震化率100%)、計2,353戸(耐震化率73.6%)が耐震性を有すると推計される(表3-2、表3-3参照)

- 1 民間固定資産台帳のうち、住所が重複している建築物で、課税床面積と1階以外床面積が同じもの、課税床面積が公営住宅の棟当たり最小面積31.72m²よりも小さいものを増築とみなした。
- 2 公営住宅には特定公共賃貸住宅・町営住宅を含む。
- 3 耐震化率は、新耐震基準に適合しない木造の専用住宅・併用住宅に関しては道の参考値「38%」、共同住宅は道の実績値「89%」を乗じて推計した。

表3-1 住宅の状況

平成20年4月

区分	構造	建設年代	戸数	割合	備考
民間住宅	木造住宅	昭和36年以前	258	10.4%	昭和56年以前築の木造住宅計1290戸(51.9%)
		昭和37年～昭和56年	1032	41.5%	
		昭和57年以降	943	37.9%	
	非木造住宅	昭和46年以前	63	2.5%	昭和56年以前築の非木造住宅計102戸(4.1%)
		昭和47年～昭和56年	39	1.6%	
		昭和57年以降	153	6.1%	
小計			2488		昭和56年以前築の住宅計1392戸(56.0%)
公営住宅	木造住宅	昭和40年以前	0	0.0%	昭和56年以前築の木造住宅計0戸(0.0%)
		昭和37年～昭和56年	0	0.0%	
		昭和57年以降	86	12.1%	
	非木造住宅	昭和40年以前	58	8.2%	昭和56年以前築の非木造住宅計358戸(50.6%)
		昭和41年～昭和56年	300	42.4%	
		昭和57年以降	264	37.3%	
小計			708		昭和56年以前築の住宅計358戸(50.6%)

固定資産税台帳・公営住宅ストック総合活用計画より(計算は四捨五入)

表3-2 民間住宅の耐震化率

構造	建築年	種別	戸数	耐震性有割合	耐震性有	備考
木造	S56以前	専用住宅	1282	38.0%	487	38%・北海道の参考値
		併用住宅 共同住宅	8	89.0%	7	89%・北海道の実績値
	S57以降		943	100.0%	943	
非木造	S56以前	専用住宅	70	38.0%	27	38%・北海道の参考値
		併用住宅 共同住宅	32	89.0%	28	89%・北海道の実績値
	S57以降		153	100.0%	153	
計			2488		1645	耐震化率66%

表3 - 3 公営住宅の耐震化率

構造	建築年	種別	戸数	耐震性 有割合	耐震 性有	備考
木造	S56以前	専用住宅	0	100.0%	0	耐震調査済の為
		併用住宅				
	長屋建住宅	0	89.0%	0	89%・北海道の実績値	
	S57以降		86	100.0%	86	
非木造	S56以前	専用住宅	358	100.0%	358	耐震調査済の為
		併用住宅				
	長屋建住宅	0	89.0%	0	89%・北海道の実績値	
	S57以降		264	100.0%	264	
計			708		708	耐震化率100%

(2) 公共施設等(特定建築物)の耐震化の現状

1) 公共建築物の耐震化の現状

新得町の公共建築物 1(特定建築物等)は全部で12棟(2)あり、1棟(耐震化率 8.3%)が耐震性を有する。

学校施設は、一部の施設について耐震診断を実施しており、耐震化率は、11.1%である。一方、学校以外の特定建築物は、耐震診断を実施した施設が0%であり、耐震改修は行われていない。特定建築物以外の避難収容施設は、新耐震基準以降の建物が大半であるが、昭和40年代から50年代前半の建物もみられ、これらについて耐震診断及び耐震改修は行われていない状況である。

公共建築物(特定建築物)の耐震化の現状を表3-4に示す。また、公共建築物の耐震診断及び耐震化の状況一覧を表3-5に示す。

- 以下の建築物は、法第6条第1号の要件に満たないものも把握した
校舎および体育館(文部科学省により耐震化が求められている)
新得町地域防災計画で「地震時収容避難施設」に位置づけている建物
- 学校施設は構造や用途別に校舎、体育館棟数をカウントしているため、学校数と棟数は必ずしも一致しない。

表3-4 公共建築物(特定建築物等)の耐震化の現状

区分	小区分		対象棟数a	S56.6.1以降の建物棟数b	S56.5.31以前の建物			実数耐震化率 (b+d+e)/a		
					耐震診断実施棟数c	耐震性の有無確認率(b+c)/a	耐震性が確認された棟数d		耐震改修実施棟数e	
特定建築物(学校)	小学校	校舎	2	0	0	0%	0	0	0%	
	(2校)	体育館	2	1	0	50.0%	0	0	50.0%	
	中学校	校舎	2	0	1	50.0%	0	0	0%	
	(2校)	体育館	3	0	1	33.3%	0	0	0%	
	小計		9	1	2	33.3%	0	0	11.1%	
特定建築物(S56.6.1以前)	官庁舎		1	0	0	0%	0	0	0%	
	体育館		1	0	0	0%	0	0	0%	
	小計		2	0	0	0%	0	0	0%	
特定建築物及び避難時収容施設	スキ-場		1	0	0	0%	0	0	0%	
	小計		1	0	0	0%	0	0	0%	
特定建築物以外の避難時収容施設	公民館		1	0	0	0%	0	0	0%	
	社会福祉施設		1	1	0	100.0%	0	0	100.0%	
	児童福祉施設		2	1	0	50.0%	0	0	50.0%	
	寺院		6	5	0	83.3%	0	0	83.3%	
	コミュニティ-センター		2	1	0	50.0%	0	0	50.0%	
	支所		1	0	0	0%	0	0	0%	
	旧学校	校舎		2	2	0	100.0%	0	0	100.0%
		体育館		2	2	0	100.0%	0	0	100.0%
	学校	校舎		2	1	0	50.0%	0	1	100.0%
		体育館		2	1	0	50.0%	0	0	50.0%
小計		21	14	0	66.6%	0	1	71.4%		
合計			33	15	2	51.5%	0	1	48.4%	

表3-5 公共建築物の耐震診断及び耐震化の状況一覧

平成20年4月

区分	名称	用途	構造	階	延べ床面積m ²	建築年月日	耐震診断実施年		耐震診断の実施	耐震診断の結果	耐震改修の実施	耐震化の方針	備考
							第1次	第2次					
特定建築物 (学校)	新得小学校	校舎	RC造	2	4900.00	S54.11.15	×	×	×	未	未	有	
		体育館	SRC造	1	1530.00	S53.12.5	×	×	×	未	未	有	
	屈足南小学校	校舎	RC造	2	3362.50	S56.3.20	×	×	×	未	未	有	
		食堂	RC造	1	300.00	S56.12.10	56年6月1日以降に建築された建築物						
		体育館	SRC造	1	1524.00	S56.12.10	56年6月1日以降に建築された建築物						
	新得中学校	校舎	RC造	3	3100.10	S47.12.17	×	×	×	未	未	有	H17耐力度調査実施
		体育館	S造	1	1180.00	S48.7.31	×	×	×	未	未	有	
		柔剣道場	S造	1	420.00	S54.10.30	×	×	×	未	未	有	
	屈足中学校	校舎	RC造	2	2836.30	S51.5.31	×	H19.11.22		×	未	有	第3次診断中
		体育館	SRC造	1	1401.25	S51.7.31	×	H19.11.22		×	未	有	第3次診断中
特定建築物 (S56.6.1以前)	新得町役場庁舎	庁舎	RC造	4	2590.62	S44.8.31	×	×	×	未	未	未	地下1階
	新得山スキ・場口ジ	スキー・場	RC造	3	1006.81	S54.6.30	×	×	×	未	未	未	
特定建築物及び 避難時収容施設	町民体育館	体育館	S造	2	2227.37	S50.3.20	×	×	×	未	未	未	
特定建築物 以外の 避難時収容施設	新得町公民館	公民館	SRC造	2	2527.83	S47.12.27	×	×	×	未	未	未	
		町民ホ-ル	SRC造	2	1243.87	H4.6.30	56年6月1日以降に建築された建築物						
	富村牛小中学校	校舎	木造	1	170.00	S 2 3	×	×	×	未	未	改築中	H17耐力度調査実施
		校舎	木造	1	91.00	S 3 0	×	×	×	未	未	改築中	H17耐力度調査実施
		校舎	木造	1	50.00	S 3 2	×	×	×	未	未	改築中	H17耐力度調査実施
		校舎	木造	1	82.00	S 3 9	×	×	×	未	未	改築中	H17耐力度調査実施
		校舎	S造	1	8.00	S 5 7	56年6月1日以降に建築された建築物						
		体育館	S造	1	528.00	S 5 7	56年6月1日以降に建築された建築物						
		校舎	木造	1	8.00	H 2	56年6月1日以降に建築された建築物						
		校舎	S造	1	89.00	H 2	56年6月1日以降に建築された建築物						
		校舎	RC造	1	74.00	H 3	56年6月1日以降に建築された建築物						
		校舎	プレファブ造	1	13.00	H 1 0	56年6月1日以降に建築された建築物						
	校舎	木造	1	34.00	H 1 5	56年6月1日以降に建築された建築物							
	保健福祉センター	社会福祉施設	RC造	2	2334.16	H11.6.30	56年6月1日以降に建築された建築物						
	新得幼稚園	幼稚園	RC造	1	759.90	H7.12.20	56年6月1日以降に建築された建築物						
	弘願寺	寺院	木造	1	200.48	S 4 3	×	×	×	未	未	未	
	新泉寺	寺院	木造	2	522.22	H15.7.14	56年6月1日以降に建築された建築物						
	新得寺	寺院	木造	2	1025.70	H14.11.25	56年6月1日以降に建築された建築物						
	屈足総合会館	支所	RC造	2	1493.74	S49.3.15	×	×	×	未	未	未	
		むつやまホ-ル	RC造	2	1115.40	H6.8.20	56年6月1日以降に建築された建築物						
		控入室	RC造	2	49.00	S63.10.5	56年6月1日以降に建築された建築物						
	屈足保育園	保育園	S造	1	931.58	S54.11.15	×	×	×	未	未	未	
	屈足寺	寺院	木・RC造	2	640.44	H 1 1	56年6月1日以降に建築された建築物						
	立教寺	寺院	木造	2	710.00	H16.6.24	56年6月1日以降に建築された建築物						
	永福寺	寺院	木造	1	710.00	H20.3.11	56年6月1日以降に建築された建築物						
	屈足農村環境改善センター	集会所	RC造	1	710.00	H6.3.10	56年6月1日以降に建築された建築物						
	佐幌農業会館	集会所	S造	1	256.71	S55.11.15	×	×	×	未	未	未	
	新得高等学校	校舎	RC造	2	4185.05	H4.12.21	56年6月1日以降に建築された建築物						
		体育館	S造	1	310.10	S50.12.20	×	×	×	未	未	未	
	旧上佐幌小学校	校舎	木造	1	814.07	H1.12.25	56年6月1日以降に建築された建築物						
体育館		SRC造	1	563.00	S60.11.30	56年6月1日以降に建築された建築物							
旧屈足小学校	学校	RC造	1	803.50	S63.11.10	56年6月1日以降に建築された建築物							
	体育館	S造	1	527.25	S59.10.20	56年6月1日以降に建築された建築物							

2) 民間建築物(特定建築物)の耐震化の状況

新得町の民間建築物(特定建築物)は全部で14棟あり、13棟(耐震化率92.8%)が耐震性を有する¹⁾。

民間建築物の耐震化の状況を表3-6に示す。

1 耐震診断及び耐震改修の実績が不明のものは、実施していないこととみなしている。

表3-6 民間建築物(特定建築物)の耐震化の状況

平成20年4月

区分	小区分	対象棟数a	S56.6.1以降の建物棟数b	S56.5.31以前の建物				実数耐震化率 (b+d+e)/a
				耐震診断実施棟数c	耐震性の有無確認率(b+c)/a	耐震性が確認された棟数d	耐震改修実施棟数e	
民間特定建築物[第1号]	寄宿舍	2	2	0	0.0%	0	0	100.0%
	工場	1	1	0	0.0%	0	0	100.0%
	ホテル	1	1	0	0.0%	0	0	100.0%
	店舗	2	2	0	0.0%	0	0	100.0%
				0	0	0.0%	0	0
民間特定建築物[第2号]	給油取扱所	6	5	0	0.0%	0	0	83.3%
	LPGガス取扱所	2	2	0	0.0%	0	0	100.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
民間特定建築物[第3号]	該当無し		0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
			0	0	0.0%	0	0	0.0%
計		14	13	0	0.0%	0	0	92.8%

固定資産税台帳より

3 - 2 . 耐震診断及び耐震改修の実施に対する目標設定

耐震診断及び耐震改修の目標は、耐震改修促進法第4条に基づく「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日 国土交通省告示184号)」および北海道耐震改修促進計画に基づき、地震被害想定を半減させる観点から、「民間・公営住宅」、「民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)」それぞれについて耐震化率90%を目標とする。

(1) 民間・公営住宅の耐震化の目標

平成20年時点では、民間・公営住宅(共同住宅を含む)を合計した戸数は3,196棟あり、耐震化の割合は73%である。(表3-7参照)。

民間・公営住宅については、平成27年度までに耐震化率90%を目標とし、耐震化の周知・普及の推進、道と連携した耐震化の取組みを重点的に行うことで、耐震診断及び耐震化の促進をはかることとする。

民間・公営住宅の耐震化率を表3-8に示す。

表3-7 民間・公営住宅の戸数

平成20年4月

		戸数			備考
		民間住宅	公営住宅	計	
S56年以前	耐震性無	843	0	843	
	耐震改修済	0	0	0	
	耐震性有	549	358	907	
小計		1392	358	1750	
S57年以降		1096	350	1446	
小計		1096	350	1446	
合計		2488	708	3196	耐震化率73.6%

表3-8 民間・公営住宅の耐震化率の目標値

	国	北海道	新得町
平成19年度	75%	76%	73.6%
平成27年度	90%	90%	90%

平成19年度時点では、昭和56年以前築の住宅(耐震診断が必要な棟数)は1,750戸ある。道計画及び町の実績に基づく推計 1によると、平成27年度の全戸数は3,274戸となり、昭和56年以前に建築された住宅は、建替等のため1657戸に減少すると推計される。耐震性を有する住宅の割合が一定 2(昭和56年以前の住宅のうち、専用・併用住宅38%、共同住宅89%)で推移した場合、住宅の耐震化率を90%以上にするためには、472戸以上の耐震改修が必要とされる。

民間・公営住宅の将来戸数及び耐震化の目標を表3-9、図3-1に示す。

1 住宅の新築・建替増加数(h)は町のH15～H19の新築数から推計。住宅の減失数は建築物リサイクル法に基づくH17～H19の解体除去数から推計。

2 平成27年時点での耐震性有の割合は、平成19年時点の耐震性有の割合 $(907 \div 1750) \times 100 = 51.8\%$ を採用している。

表3-9 民間・公営住宅の将来戸数及び耐震化の目標

平成19年度		平成27年度		(計算式)	
S56年以前	(a)耐震性無	843	(a')耐震性無	327	$(g) \times 10\%$ (耐震化の目標値90%の残)
	(b)耐震改修済	0	(b')耐震改修が必要な棟数	472	$(d') - \{(a') + (c')\}$ (耐震化を図る棟数)
	(c)耐震性有	907	(c')耐震性有	858	$(d') \times 51.8\%$ (H19年度における割合(c)/(d))
(d)小計			(d')小計	1657	$(d) - (i')$
(e)S57年以降耐震性有		1446	(e)残留分	1446	$(e) \times 100\%$
(f)小計		1446	(h)新築・建替増加分	171	新得町の推計(H15～H19傾向からの推計)
			(f)小計	1617	
			(i)解体による減失	93	7年*1.3棟/年+2棟(町のH17～H19実績値からのH21～H27の推計)
(g)合計		3196	(g)合計	3274	$(g) + \{(h') - (i')\}$ (新築・建替増加分から解体減失分を引いた増減分)

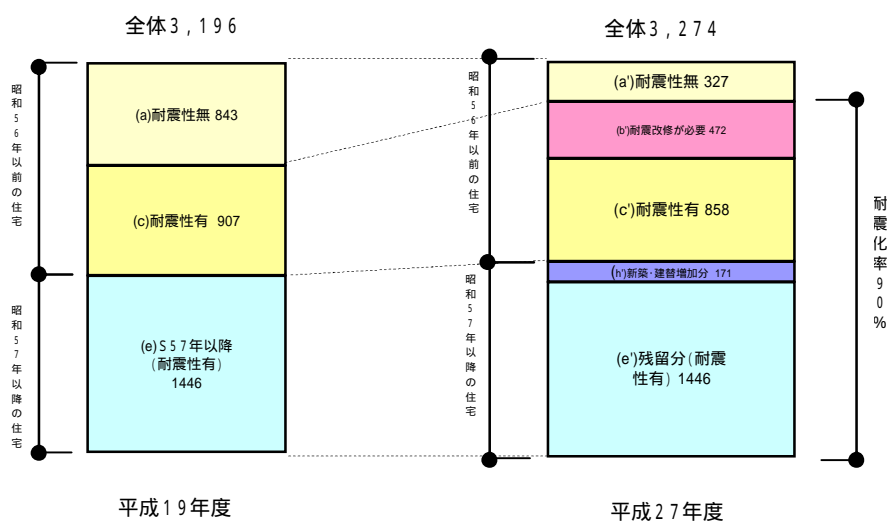


図3-1 民間・公営住宅の将来戸数及び耐震化の目標

(2) 民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の耐震診断及び耐震化の目標

民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)を合計した棟数は26棟あり、耐震化の割合は53.8%である(表3-10参照)。

公共建築物(特定建築物等)は、昭和56年5月31日以前に建築された建物のうち、耐震診断を実施していない全てのものについて耐震診断を推進するとともに、民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)を合わせた耐震化率平成27年度までに90%を目標として耐震改修を進める。

民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の耐震化率の目標値を表3-11に示す。

表3-10 民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の棟数

		棟数			備考
		民間建築物	公共建築物	計	
S56年以前	耐震性無	1	11	12	
	耐震改修済	0	0	0	
	耐震性有	0	0	0	
小計		1	11	12	
S57年以降		13	1	14	
小計		13	1	14	
合計		14	12	26	耐震化率53.8%

表3-11 民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の耐震化率の目標値

	国	北海道	新得町
平成19年度	75%	76%	53.8%
平成27年度	90%	90%	90%

平成19年度時点では、昭和56年以前築で耐震改修を行っていない建物は12棟あり、そのうち公共建築物は11棟ある。道計画による推計 1を用いると、平成27年度の全棟数は28棟となり、昭和56年以前に建築された建物は建て替え等のため11棟に減少すると推計される。耐震性を有する建物棟数が一定で推移した場合、民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の耐震化率を90%以上にするためには8棟以上の耐震改修が必要とされる。

民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の耐震化の目標を表3-12、図3-2に示す。

1 平成27年度の建物総数は、(財)日本エネルギー経済研究所の建築物ストック量と建築統計年報の用途別規模別着工を基に国が推計した値「111」%を採用(新築増加分は1%)。建替増加分は、国の推計値である「全体の5%」を採用。

表3-12 民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の将来棟数及び耐震化の目標

平成19年度		平成27年度		(計算式)	
S56年以前	(a)耐震性無	12	(a')耐震性無	3	(g) * 10% (耐震化の目標値90%の残)
	(b)耐震改修済	0	(h')耐震改修が必要な棟数	8	(d') - {(a')+(b')+(c')} (耐震化を図る棟数)
	(c)耐震性有	0	(b)耐震改修済	0	(b) * 100%
(d)小計		12	(c')耐震性有	0	(c) * 100%
(e)S57年以降耐震性有		14	(d')小計	11	(d) - (i')
(f)小計		14	S57年以降	(e)残留分	(e) * 100%
(g)合計		26	(i)建替増加分	1	(g) * 5% (国が推計する建替率)
			(j)新築増加分	2	(g) * 11% (国が推計する新築率)
			(f)小計	17	
			(g)合計	28	(g) * 111% (国の推計率)

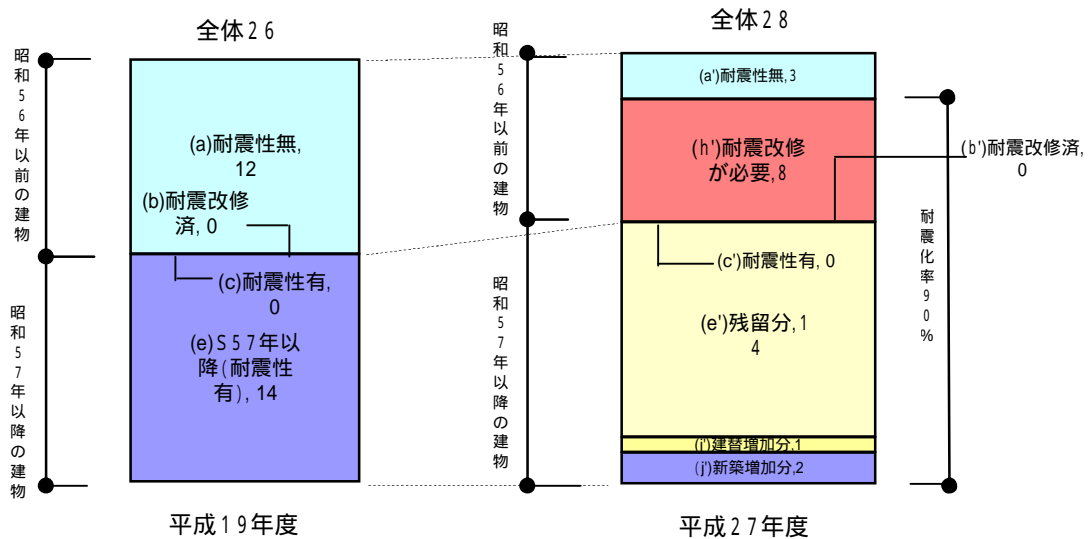


図3-2 民間建築物及び公共建築物(特定建築物等)の将来棟数及び耐震化の目標

4. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4 - 1. 基本的な取り組み方針

(1) 住宅・建築物の耐震化に係る現状と課題

住宅・建築物の耐震化を推進するためには、それを阻害する要因を抽出・整理し、それに応じた適切な施策を講じる必要がある。

北海道では、住宅・建築物の耐震化に係る現状から、次のような課題を想定している。

- ・ 広大な本道の地理的特性からみた相談窓口の不足や耐震性に疑問を抱いても「どうしていいかわからない」、「誰に聞いていいかわからない」といった所有者ニーズに相談、情報提供体制が必ずしも対応していない。
- ・ 耐震改修に要する費用負担が重いと感じられている。また、平成18年度から創設された耐震改修税制などの費用負担軽減措置についても周知が不十分。
- ・ 住宅リフォームは模様替えや軽微な修繕が多く、断熱改修や耐震改修など性能向上リフォームはあまり行われていない状況にある。性能向上リフォームの普及を促進するため、断熱改修や増改築などの機会を捉えた低コストで工事中の入居者負担が少ない耐震改修構法の技術開発の推進と成果の普及が必要である。
- ・ 住宅リフォーム市場は、少額工事が圧倒的多数を占めており、様々な業種や事業者が参入しているが、耐震診断・耐震改修に精通した信頼できる技術者、事業者が不足している。
- ・ 内閣府が平成16年に実施した「住宅の耐震化に関する特別世論調査」によると半数以上が住宅の耐震化を行わないと回答しており、切迫する地震危険性への認識や耐震化への意識が低い。
- ・ 住宅・建築物の耐震化のほか、ブロック塀の転倒や窓ガラス等落下物、家具の転倒なども地震による人的被害の要因となっており、総合的な被害軽減に向けた対応が求められている。

(2) 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識を持って地震防災対策に取り組めるよう、新得町は、道や建築関係団体との適切な役割分担のもと、住宅・建築物の耐震化の阻害要因となっている様々な課題を解決するとともに、耐震化を促進するための施策として、相談体制の整備や所有者の負担軽減、地震防災マップや普及パンフレットの作成、耐震診断・改修を担う専門家の技術向上や耐震改修構法の技術開発や耐震診断結果の公表といった施策を講じる。

施策の展開にあたっては、次の3つを住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の基本的な方向の柱とし、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助制度の活用を図りながら効果的、効率的な施策を講じる。

耐震診断の結果、耐震化が図られていない建築物の耐震化が図られるまでの対応として、当該建築物の管理者による避難誘導體制の整備や地震時の留意事項などの表示により注意喚起を図る。

耐震診断及び耐震改修を効果的・効率的に進めるための環境整備
建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及、
耐震診断結果の公表
庁内組織・所管行政庁・自治会組織等の連携

(3) 耐震化推進に向けた各主体の役割

1) 地方公共団体の役割

住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務であり、新得町は、所有者として自ら管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組むとともに、相談体制の整備や適切な情報提供等安心して耐震診断・改修が行える環境整備や地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努める。

2) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会の中で構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもある。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性など人命に関わる重要な要素について責任を負っていることを再認識し、住宅・建築物の所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとする。

4 - 2 . 耐震診断及び耐震改修の促進に係る補助事業

(1) 耐震改修促進に係る国庫補助事業等の概要

表4 - 1 耐震化促進に係る国庫補助金等(国土交通省)の概要

事業名	所管官庁 (道所管部課)	対象	概要	財源措置
住宅・建築物耐震改修等事業	国土交通省 (建設部建築指導課)	住宅・建築物	住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等に係る費用を補助。耐震改修において地域要件、建築物要件がある。	[計画策定・普及啓発費用] 1 / 2 [耐震診断費用] 1 / 2 ~ 1 / 3 [耐震改修費用] 33% ~ 7.6%
地域住宅交付金 (地方公共団体独自の提案による事業)	国土交通省 (建設部住宅課)	住宅	住宅の耐震診断、耐震改修等に係る費用を交付。地方の自主性・裁量性を尊重し、使いやすい制度である。	所要経費の9 / 20を上限

(2) 住宅・建築物耐震改修等事業補助の概要

耐震診断

対象	要件	補助率	限度額
戸建て住宅	耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業等	地方公共団体実施: 国1 / 2	戸建て住宅 1,000円/m ²
マンション		民間実施: 国1 / 3 + 地方公共団体1 / 3	建築物・マンション (1,000m ² 未満部分) 2,000円/m ² (1,000 ~ 2,000m ² 部分) 1,500円/m ²
建築物		地方公共団体実施: 国1 / 3 民間実施: 国1 / 3 + 地方公共団体1 / 3	
緊急輸送道路		地方公共団体実施: 国1 / 2 民間実施: 国1 / 3 + 地方公共団体1 / 3	(2,000m ² 以上部分) 1,000円/m ² 擁壁 30,000円/件

耐震改修(戸建て住宅)

対象	要件	補助率	限度額
戸建て住宅	地域要件(いずれか) 既成市街地: 住宅密度30戸/ha以上となる5ha以上の区域(300戸以上の区域に限る) 老朽密集市街地: 住宅戸数密度に応じて一定以上の老朽住宅戸数がある区域で震災時に倒壊により道路閉鎖が生じるおそれのある地区等 建築物要件(いずれか) 道路閉塞地区勧告: 倒壊により道路閉塞が生じるとして特定行政庁の勧告をうけたもの(要件緩和有り) 指導: 3号特定建築物で、所管行政庁から指導をうけたもの	地方公共団体実施: 国7.6% 民間実施: 国7.6% + 地方公共団体7.6%	32,600円/m ²
収入 分位 40% 以下 世帯 住宅	地域要件: 無し 建築物要件 勧告又は指導: 特定行政庁による勧告又は法による指導を受けたもので建築基準法の命令を受けていないもの 倒壊の危険性: 耐震診断の結果、Is値0.6未満相当、又は倒壊の危険性があると判断されたもの	地方公共団体実施: 国11.5% 民間実施: 国11.5% + 地方公共団体11.5%	擁壁 48,000円/m ²
緊急 輸送 道路 沿道	地域要件 DID等: 国勢調査人口集中地区。30戸/ha以上となる5ha以上の区域(300戸以上の区域に限る) 建築物要件 高さ: 耐震改修促進法第6条第3号の政令で定めるものであること 延床階数: 延べ床面積1000m ² 以上(幼稚園、保育所は500m ² 以上)、地上階数3以上、準耐火以上 指導: 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので建築基準法に基づく命令を受けていないもの Is値0.6未満 計画認定: 耐震改修促進法8条の計画認定又は建築基準法86条の8の全体計画認定(建替の場合を除く) 一定の要件を満たす緊急輸送道路沿い等	地方公共団体実施: 国1 / 3 民間実施: 国1 / 3 + 地方公共団体1 / 3	

耐震改修(建築物・マンション)

対象	要件	補助率	限度額
建築物・マンション	<p>地域要件(いずれか) 避難地等:地域防災計画の避難地、避難路又は緊急輸送道路等に面する区域 DID等:国勢調査人口集中地区。30戸/ha以上となる5ha以上の区域(300戸以上の区域に限る)</p> <p>建築物要件 用途:災害時に重要なもの(医療施設、避難所等)、又は多数の者に危険が及ぶもの(ホテル、百貨店等) 敷地面積:敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500m²以上 延床階数:延べ床面積1000m²以上(幼稚園、保育所は500m²以上)、地上階数3以上、準耐火以上 勧告又は指導:特定行政庁による勧告又は法による指導をうけたもので建築基準法の命令を受けていないもの 計画認定:耐震改修促進法8条の計画認定又は建築基準法86条の8の全体計画認定(建替の場合を除く)</p>	<p>地方公共団体実施:国7.6%</p> <p>民間実施:国7.6%+地方公共団体7.6%</p>	47,300円/m ²
収入 分位 40%以下 世帯 の MS	<p>地域要件:無し</p> <p>建築物要件 勧告又は指導:特定行政庁による勧告又は法による指導をうけたもので建築基準法の命令を受けていないもの 倒壊の危険性:耐震診断の結果、Is値0.6未満相当、又は倒壊の危険性があると判断されたもの 計画認定:耐震改修促進法8条の計画認定又は建築基準法86条の8の全体計画認定(建替の場合を除く) 敷地面積:敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500m²以上</p>	<p>地方公共団体実施:国11.5%</p> <p>民間実施:国11.5%+地方公共団体11.5%</p>	<p>免震工法等 による場合</p> <p>80,000円/m²</p>
避難 路沿 道等 分譲 MS	<p>地域要件(いずれか) 避難路等:地域防災計画の避難路又は避難地に面する区域 DID等:国勢調査人口集中地区。30戸/ha以上となる5ha以上の区域(300戸以上の区域に限る)</p> <p>建築物要件 区分所有 大部分が居住用 敷地面積:敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500m²以上 周辺影響:倒壊した場合に周辺市街地に及ぼす影響が大きいもの 高さ:高さが18m以上で、避難路の中心線又は避難地までの境界線までの水平距離を超えるもの 勧告又は指導:特定行政庁による勧告又は法による指導をうけたもので建築基準法の命令を受けていないもの Is値0.6未満 25年以上の修繕計画 計画認定:耐震改修促進法8条の計画認定又は建築基準法86条の8の全体計画認定(建替の場合を除く) H27年度までに着手</p>	<p>地方公共団体実施:国1/6</p> <p>民間実施:国1/6+地方公共団体1/6</p>	擁壁 48,000円/m ²
避難 所等 建築 物	<p>建物要件 地域防災計画に位置つけられた又は位置つけられる予定の避難所(10年以上避難所として使用・災害時に速やかに使用可能)</p>	<p>地方公共団体実施:国1/3</p> <p>民間実施:国1/3+地方公共団体1/3</p>	
緊急 輸送 道路 沿道	<p>地域要件:DID地区等</p> <p>一定の要件を満たす緊急輸送道路沿い等</p>	<p>地方公共団体実施:国1/3</p> <p>民間実施:国1/3+地方公共団体1/3</p>	

計画要件(耐震改修促進計画等に基づく事業であること)有り。

耐震化の促進に関する事業

対象	要件	補助率	限度額
耐震化に係る計画策定費、PR費等	<p>耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業 普及啓発:耐震化の促進のための取組(相談、講習会、パンフレット作成等) 計画策定:耐震改修促進計画の策定費 ハザ-ドマップ作成 その他</p>	<p>地方公共団体実施:国1/2</p> <p>民間実施:国1/3+地方公共団体1/3</p>	-

その他(時限措置等):耐震改修促進計画策定~H20 ハザ-ドマップ~H21

4 - 3 . 地震防災対策緊急事業五箇年計画制度

地震防災対策特別措置法

経緯	制度改正	H20年6月18日施行 地震防災対策特別措置法改正(幼稚園の追加、公立小中学校等の補助率を更に嵩上げ)	
	計画作成	第3次:平成18~22年度(H20~H22 3箇年の時限措置)	
記載事業	要件	都道府県地域防災計画に(市町村事業は市町村地域防災計画にも)定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業 施設毎に主務大臣が定める基準に適合 都道府県地域防災計画に実施目標が定められている場合は、当該目標に即した事業	
	対象施設	1号 避難地 2号 避難路 3号 消防用施設 4号 消防活動に資する道路 5号 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポ-ト、緊急輸送関連港湾施設、緊急輸送関連漁港施設 6号 共同溝等 7号 医療機関 8号 社会福祉施設 8の2号 公立幼稚園 9号 公立小中学校 10号 公立特別支援学校 11号 不特定多数の者が利用する公的建造物 12号 海岸保全施設、河川管理施設 13号 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池 14号 地域防災拠点施設 15号 防災行政無線施設・設備 16号 ライフライン設備 17号 備蓄倉庫 18号 救護設備等 19号 老朽住宅密集市街地対策 (全29施設)	
補助率嵩上げ	対象施設	通常	特例
	消防用施設	1/3	1/2
	医療機関	1/2	1/2
	社会福祉施設	1/2	2/3
	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校 1の改築 2(危険性の高いもの)	1/3	1/2
	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校 1の補強	1/3	1/2
	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校 1の補強 3(危険性が高いもの)	1/3	2/3
	防災行政無線設備	1/3	1/2
	ライフライン設備	1/3	1/2
	備蓄倉庫	1/3	1/2
	救護施設等	1/3	1/2

1 対象となる学校種・・・幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部

1 対象となる建物・・・校舎、屋内運動場、寄宿舎

2 地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築

鉄筋コンクリ-ト造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリ-ト造 : Is値0.3未満又はq値0.5未満(2次診断等の結果) かつ

コンクリ-ト強度10.0N/mm2未満 又は 文部科学大臣が認めるもの(次の1に該当するもの 判定委員会の判定 構造専門の大学教授の判定)

を除(木造以外 : 文部科学大臣が認めるもの)

木造の建物 : lw値0.7未満 かつ 文部科学大臣が認めるもの(次の1に該当するもの 判定委員会の判定 構造専門の大学教授の判定)

3 地震による倒壊の危険性が高いものの補強

鉄筋コンクリ-ト造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリ-ト造 : Is値0.3未満又はq値0.5未満(2次診断等の結果)(補強後Is値0.7以上かつq値1.0以上)

を除(木造以外 : 文部科学大臣が認めるもの(判定委員会の判定))

木造の建物 : lw値0.7未満 (補強後lw値1.1以上)

市町村の取組促進策

公立小中学校等の建物については、市町村に対し耐震診断の実施と、耐震診断の結果(各建物ごとのIs値等の耐震性能)の公表を義務付ける。

4 - 4 . 北海道の住宅耐震改修補助制度(案)の概要

1) 補助対象市町村

市町村耐震改修促進計画(平成19年度に限っては、耐震化促進計画でも可)に基づき、所有者に対して次に掲げる住宅の耐震改修費用を補助している市町村(政令指定都市を除く)

ア 対象住宅

- ・所有者自ら居住している住宅(ただし、政令指定都市に存する住宅を除く)
- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅で診断の結果、耐震性評点1.0に満たない住宅
- ・戸建て住宅にあたっては、道路境界・隣地境界から(7m)以内に建設された住宅
- ・共同住宅にあたっては、道路境界・隣地境界から建物高さ以内に建設された住宅

イ 対象工事

耐震改修に係る工事で、耐震性能評点1.0を満たすもの

ウ 所有者に対する助成金

- ・市町村が耐震改修費用の10%以上かつ20万円(20万円未満である場合には、その費用の額)以上の額を補助
- ・申請者が確定申告することにより、耐震改修費用の10%(20万円を上限)を所得税から控除

2) 道における補助金

市町村に対し、耐震改修費用の10%以内又は20万円(20万円未満である場合には、その費用の額)の1/2を予算の範囲内で補助

3) 道における補助期間

住宅耐震改修補助制度の期限(平成28年3月31日)までとする
所得税減税の期限(平成25年12月31日)までとする

4 - 5 . 新得町の住宅耐震化促進に向けての取り組み

・耐震診断・改修の実施には相応の費用負担が伴うことから、国においては「住宅・建築物耐震改修等事業」などの助成制度を設けています。これらの助成制度は各自治体での制度運用を前提としており、建物所有者が行う耐震診断や耐震改修に対して自治体が費用補助をする場合に限り、国からも一定の割合を限度として費用補助がなされるものです。

・本町においては、民間住宅の耐震化の促進に向けて、国の制度を活用した事業を実施します。

建築物の無料耐震診断の実施

・耐震診断については、昭和56年以前に建築された町内在住で自己が所有する建築物を対象とした相談窓口を設置し、道と連携すると共に町としても無料耐震診断の実施を行います。

建築物の耐震改修に対する助成事業の検討

・住宅の耐震改修に対する助成については、耐震診断の実施状況や診断結果などを勘案し、事業の必要性についての検討を引き続き進めます。なお、この必要性に当たっては、公益性や安全安心まちづくりを進める上での重要性を勘案しながら検討することとします。

表4 - 2 民間住宅の耐震化に対する助成事業の展開

	H20	H21	H22	H23～H27
普及啓発	耐震改修促進計画の策定	・町のホ - ムペ - ジ・広報 ・パンフレット・相談窓口		
助成		検討 →	【耐震改修】 ・耐震診断の実施状況や結果を踏まえて 事業の必要性を検討	

税の減額等に関する情報の提供

・平成18年の税制改正において、既存住宅の耐震化促進を目的とした「住宅に関する耐震改修促進税制」が創設されました。このうち、固定資産税の減額措置については町内の住宅の耐震改修にも適用される事から、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

・固定資産税減額証明書に係る住宅耐震改修証明書の発行事務を行いません。

- 1 固定資産税の減額措置については、
 対象住宅：昭和57年1月1日以前に所在する住宅（1戸当たり120平方メートル相当分まで）
 特例期間：平成27年12月31日に耐震補強が完了
 対象工事：改修の費用が30万円以上で、現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震補強工事。

4 - 6 . 地震時に通行を確保すべき道路の指定

道計画では、地震直後から発生する災害拠点施設間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路(北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会)を耐震改修促進法第5条第3項第1号の地震時に通行を確保すべき道路(以下、「緊急輸送道路」という)として指定している。さらに、このうち災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難所への緊急物資の輸送等の観点から、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の第一次緊急輸送道路区分の道路については、「特に重要な緊急輸送道路」として指定している。

一方、新得町では、地域防災計画等による具体の避難路を指定していない。このため、新得町では、北海道が指定する「緊急輸送道路」及び「特に重要な緊急輸送道路」沿道で、災害時における円滑な通行を阻害する建築物について、耐震化の促進を図るものとする。

新得町における「緊急輸送道路」及び「特に重要な緊急輸送道路」を表4 - 3、図4 - 2に示す。

表4 - 2 緊急輸送道路一覧

区分	路線の名称
特に重要な緊急輸送道路	国道38号線
	町道南5丁目通の一部
緊急輸送道路	町道南3丁目通の一部
	道道本別新得線の一部
	道道新得新得停車場線の一部
	町道南5丁目通の一部

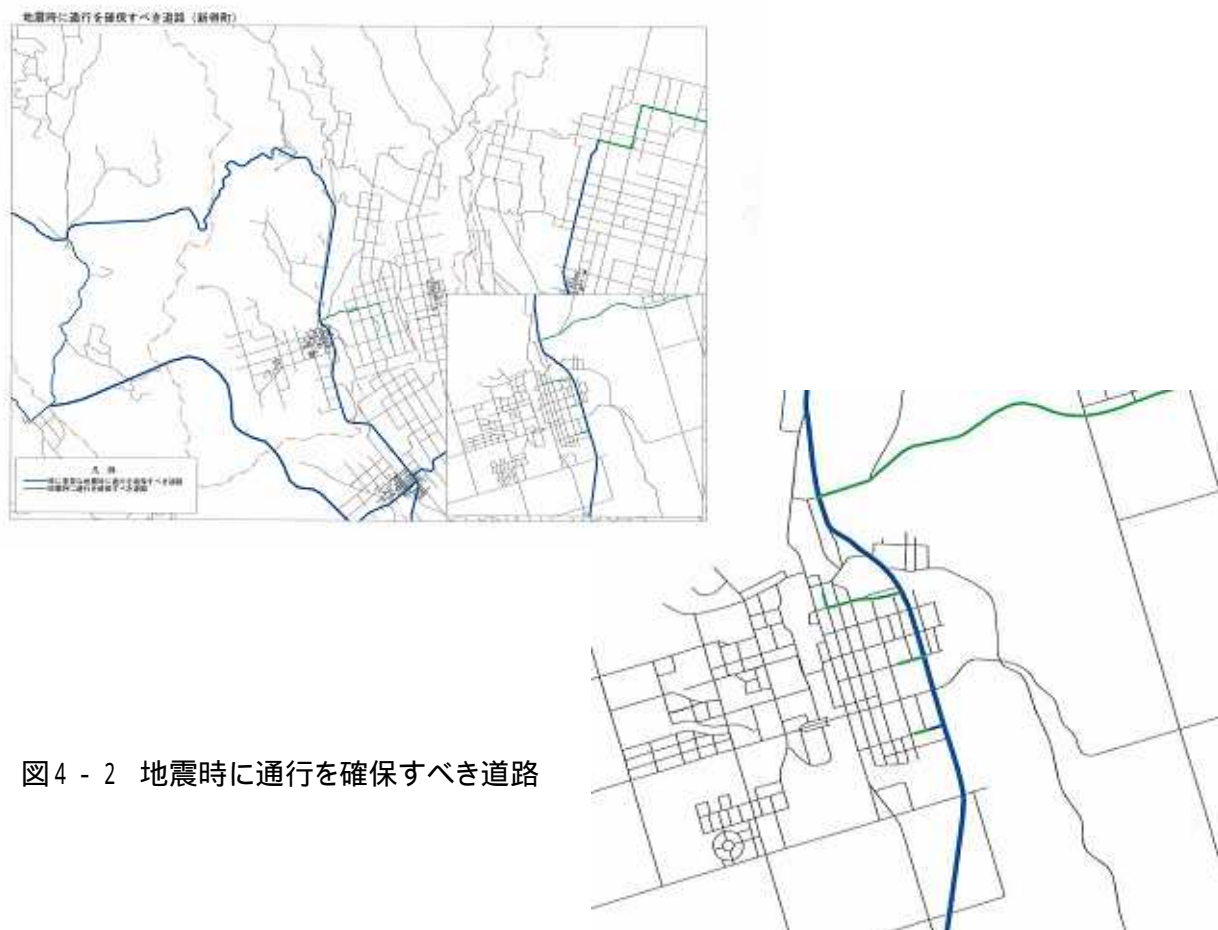


図4 - 2 地震時に通行を確保すべき道路

4 - 7 . 総合的な地震対策

これまでの建築物に起因する地震被害では、敷地の崩壊や非構造部材 1 の落下などによる人的被害が多く発生しています。

新得町は、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩壊対策、エレベーターの閉じこめ対策、家具の転倒防止対策など総合的な地震防災対策を促進していきます。

1 建築物は、主体構造と非構造部材に分けられ、非構造部材とは建築物の耐火性能を高め、雨や風等から主体構造を保護し、美観や快適性を保つ役割をもつ外壁、ガラス及び天井材等の仕上げ材や設備等をさします。

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策

避難路、スクールゾーン等特に安全性の確保を図る必要性のある地域を中心に修繕、補強等の指導に努める。

(2) 落下防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、外壁タイル、窓ガラス、屋外広告物、大規模空間を持つ天井等の落下防止対策について周知徹底・調査・指導する。

調査・指導方法

「落下物の実態調査及び改修指導実施要綱」及び「窓ガラス等の落下物の調査要領」等

昭和60年4月17日付け建設省住防発第18号建築物防災対策室長通達

「外壁タイル張りの耐震診断と安全対策指針・同解説」((財)日本建築防災協会発行)

「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について」
平成17年8月19日付け国住指第1337号国土交通省住宅局建築指導課長通知
及び平成17年8月26日付け国住指第1427号国土交通省住宅局建築指導課長技術的助言

(4) 被災建築物の応急危険度判定制度の普及、啓発

北海道や建築関係団体と協力して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、また余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う被災建築物応急危険度判定の普及に努める。

4 - 8 . 優先的に耐震化に着手すべき建築物

多数の者が利用する建築物(1号、2号特定建築物)については、耐震化率の目標値を設定したが、新得町地域防災計画に位置づけられている災害時の拠点となる建築物について、防災上の観点から耐震化を図る必要がある。

このため、多数の者が利用する建築物に加え、災害時の拠点となる建築物となる町有建築物と民間建築物についても、以下の考え方に基づいて重点的・優先的に耐震化すべき建築物を選定し、施策を展開する。

表4 - 3 重点的・優先的に耐震化すべき建築物の考え方

分類		備考(建築物の例・定義など)	
昭和56年以前築の建築物	災害時の拠点となる建築物	防災拠点施設	庁舎
		復旧拠点施設	警察署・消防署
		救援救護施設	病院
		避難所の施設	学校・コミュニティ・センター・など
		ライフライン管理施設	水道・ガス・電気等の管理施設
	災害時に要援護者等の利用	福祉施設	老人福祉施設、老人ホーム、養護学校、児童福祉施設、幼稚園、保育所
特定建築物	一号特定建築物	多数の者が利用するなど一定の用途(学校、病院、百貨店、事務所など)で一定の規模以上の建築物	
	二号特定建築物	火薬類、石油類など一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
	三号特定建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超え	

表4 - 4 優先性の考え方(案)

- ・築年度が古いものを優先
- ・規模が大きいものを優先
- ・一号特定建築物については、より多数の者が利用するものを優先
- ・二号特定建築物については、より危険物の貯蔵または処理の多い施設を優先
- ・三号特定建築物については緊急輸送道路の位置付けを優先(第1次、第2次の順番で優先)

(1) 公共建築物

重点的・優先的に耐震化すべき町有建築物の内訳は以下の通りであり計12棟である。

今後は、これらの建築物を対象に速やかに耐震診断を行い、計画的に耐震改修を促進する。

表4 - 5 重点的・優先的に耐震化すべき町有建築物の状況

		分類	備考(建築物の例・定義など)
昭和56年以前築の建築物	災害時の拠点となる建築物	防災拠点施設	新得町役場庁舎
		復旧拠点施設	
		救援救護施設	
		避難所の施設	新得小学校・屈足南小学校・新得中学校・屈足中学校・富村牛小中学校・町民体育館・町公民館・屈足総合会館・屈足保育園・佐幌農業会館・新得高校
		ライフライン管理施設	
	災害時に要援護者等の利用	福祉施設	屈足保育園
	特定建築物	一号特定建築物	新得山スキ - 場ロッジ
	二号特定建築物・三号特定建築物は該当なし		

複数の事項に該当する建築物については複数重複して計上している。

表4 - 6 町有建築物の耐震化計画(案)

町有建築物	避難所等の指定	耐震診断	耐震改修
新得町役場	防災拠点	平成23年度予定	診断結果を踏まえ
新得小学校	避難所	平成21年度実施	診断結果を踏まえ
屈足南小学校	避難所	平成21年度実施	診断結果を踏まえ
新得中学校	避難所	平成17年度耐力度調査済	平成24年度より改築予定
屈足中学校	避難所	平成20年度実施済	平成21年度改修予定
富村牛小中学校	避難所	平成17年度耐力度調査済	平成20年度改築中
町民体育館	避難所	平成22年度予定	診断結果を踏まえ
町公民館	避難所	平成22年度予定	診断結果を踏まえ
屈足総合会館	避難所	平成23年度予定	診断結果を踏まえ
屈足保育園	避難所	平成23年度予定	診断結果を踏まえ
佐幌農業会館	避難所	平成23年度予定	診断結果を踏まえ
新得高校	避難所	未定	未定
新得山スキ - 場ロッジ	特定建築物	平成22年度予定	診断結果を踏まえ

(2) 民間建築物

重点的・優先的に耐震化すべき民間建築物の内訳は以下の通りであり計2棟である。

今後は、これらの建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図る。

表4 - 7 重点的・優先的に耐震化すべき民間建築物の状況

分類			棟数	
昭和56年以前築の建築物	災害時の拠点となる建築物	災害時に機能の確保が必要	防災拠点施設	
			復旧拠点施設	
			救援救護施設 <small>(階数が二以上、かつ、延べ面積が500m²以上のもの)</small>	
			避難所の施設	弘願寺
			ライフライン管理施設	
		災害時に要援護者等の利用	福祉施設	
	特定建築物	二号特定建築物	日晃産業(株)給油取扱所(屈足)	
	一号特定建築物・三号建築物は該当なし			

表4 - 8 民間建築物の耐震化計画(案)

民間建築物	避難所等の指定	耐震診断	耐震改修
弘願寺	避難所	未定	平成21年度改築予定
日晃産業(株)給油取扱所	特定建築物	未定	未定

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

5-1. 相談窓口の設置

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診断相談窓口を施設課建築係に設置し、以下の情報提供に努める。

- ・耐震改修の方法の紹介
- ・自己による簡単な診断方法(国土交通省住宅局監修による「誰でもできるわが家の耐震診断」など)
- ・金物等の補強方法
- ・家具転倒防止等での安全確保の方法

また、情報提供の充実として、住宅相談窓口において道が作成した一般向けパンフレットの配布やインタ-ネットによる住まいのポ-タルサイト「DO住まい」の活用のほか、平成19年1月より道が実施している「耐震診断・耐震改修の実施に関する技術者名簿登録・閲覧制度」を活用する。

(参考)耐震診断・耐震改修の実施に関する技術者名簿登録(北海道)

1)名簿登録対象者

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する技術者向け講習会のうち、道が主催または、建築団体が主催する営利を目的としない講習会で知事があらかじめ指定した講習会(指定講習会)を受講した建築技術者

2)名簿登録手続き

名簿登録対象者が、道に名簿への登録申請を行うことで登録される。

3)名簿の閲覧場所

名簿は北海道のホームページまたは建設部住宅局指導課及び各支庁建設指導課で閲覧できる。

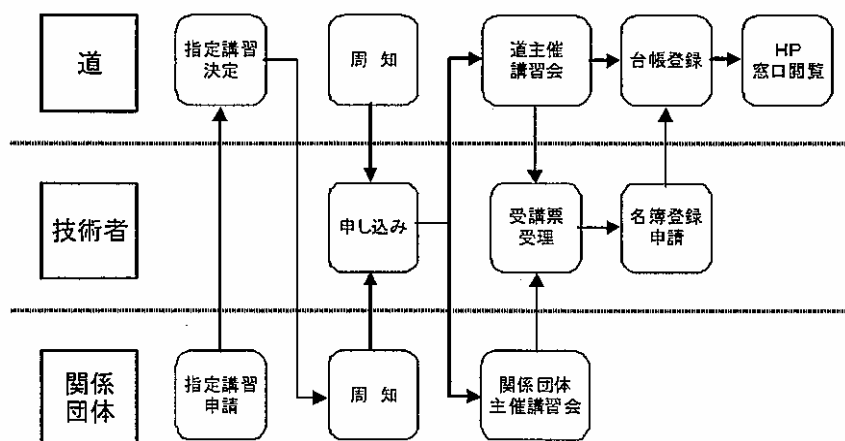


図 名簿登録・閲覧制度の流れ

5 - 2 . 地震防災マップの作成・公表

住宅等の耐震化を効果的に推進するため、地盤のゆれやすさや、非常時の避難施設・危険箇所などを明記した地震ハザードマップ等の作成は、新得町地域防災計画との整合性を図りながら作成の検討を引き続き進めます。なお、「揺れやすさマップ」については、本計画をとおしてホムペジや広報にて公表します。

5 - 3 . 自治会等との連携

自主防災組織の育成・指導を推進し、この自主防災組織と連携して、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及に努める。

5 - 4 . セミナ等の開催

道計画では、道及び市町村は、住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、一般向けにリフォームセミナー等を開催することとしており、また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対してリフォームセミナー等の開催を通じて普及啓発を図ることとしている。

このため、新得町では、道や建築関係団体と協力して、建築士等による無料耐震診断相談会の実施、耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や、セミナーの実施、大工職等の建築関連技術者を対象とした耐震診断・改修講習会の実施など、耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及と啓発を図るよう努める。

6. 所管行政庁との連携

耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言ならびに指示等の権限を持つ所管行政庁¹と連携して、民間の特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

指導、勧告、命令等の実施フローを図6-1に示す。

1 所管行政庁…(耐震改修促進法第2条第3項より)「『所管行政庁』とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項または第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。」

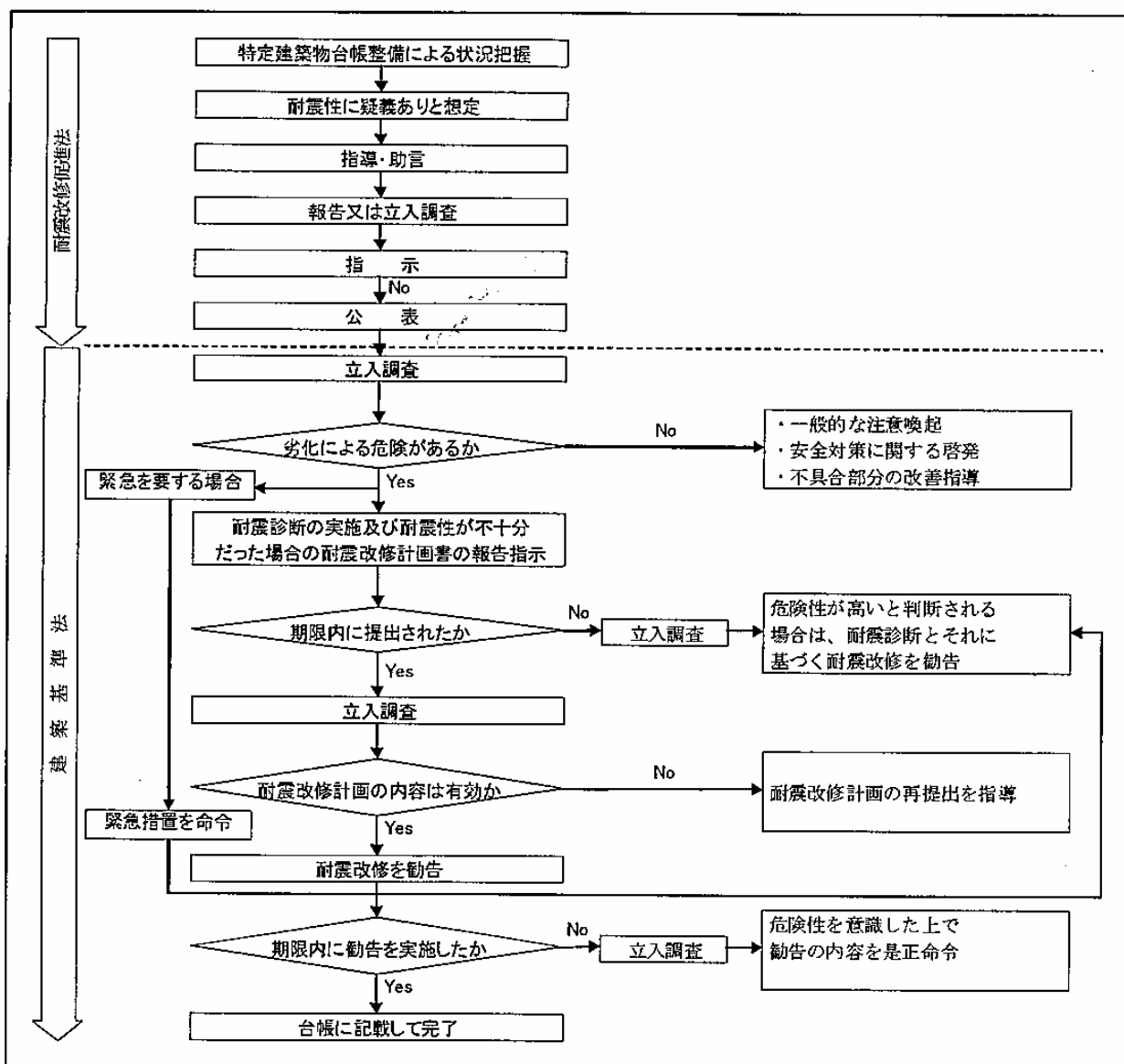


図 6-1 指導・勧告・命令等の実施フロー

7. 関係法令抜粋

【参考】建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)〔抜粋〕

(指導及び助言ならびに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築部の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な者として政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

【参考】建築基準法〔抜粋〕

(保安上危険な建築物に対する措置)

第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除去、移転、修繕、規模替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。